

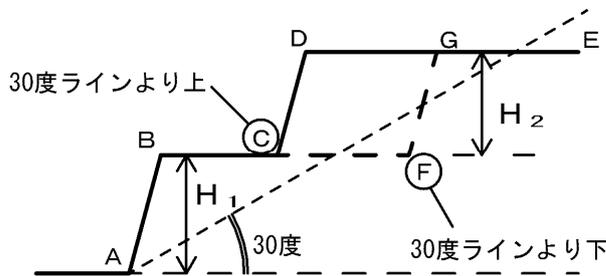
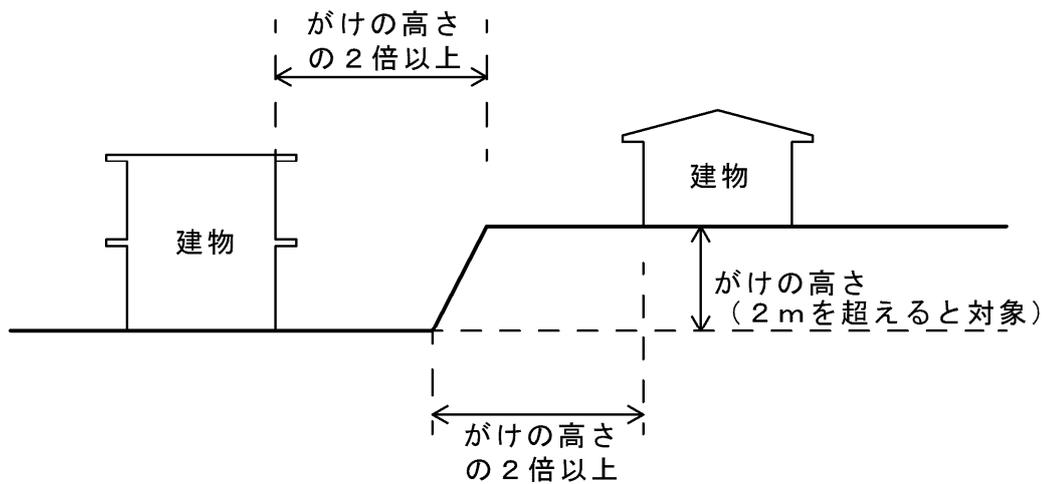
# がけに関する規定（がけ条例）について

（がけ附近の建築）

愛知県建築基準条例第8条（図解）

建築物の敷地が、高さ2 mを超えるがけに接し、又は近接する場合は、がけの上であってはがけの下端から、がけの下であってはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

ただし、堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合に該当するときは、この限りでない。



がけの高さの算定方法（30度ラインを基準）  
ABCDEで構成されるがけ ⇒ 高さ  $H_1 + H_2$   
ABFGEで構成されるがけ  
⇒ ABF という1つのがけ（高さ  $H_1$ ）  
⇒ FGE によるもう1つのがけ（高さ  $H_2$ ）

ただし書き「安全上支障がないものとして知事が定める場合」の例

愛知県告示第899号（抄）

（1）がけ面が擁壁その他の施設により保護されている場合

ア 建築基準法施行令第142条に適合する擁壁

イ 鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、その高さが5 m以下であって、有害な沈下、はらみ出し、ひび割れ等がなく安全であることを一級建築士又はこれと同等の者が認めたもの

ウ 擁壁に加わる荷重及び外力に対して支持する地盤が安全であることを一級建築士又はこれと同等の者が認めたもの

（2）がけの上に建築物を建築する場合で、鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、がけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の下方に基礎底（もしくは杭先端）を設けたとき